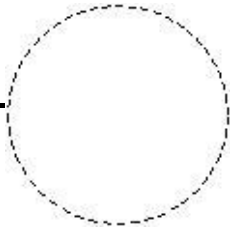


受付印



課税番号	課税年度

福岡県年.....月.....日県税事務所長 殿	住所				
	フリガナ				
	氏名 (名称)				
	個人番号又は法人番号(右詰で記載)				

改修工事対象住宅の取得に対する不動産取得税の減額申告書
還付申請書

福岡県税条例付則第8条の4 第2項 第3項 の規定により、不動産取得税の減額申告書
還付申請書 を提出します。

改修工事対象住宅	所在地				
	延床面積	m ²	宅地建物取引業者 免許証番号		号
	新築年月日	年 月 日	不動産取得税額		円
	取得年月日	年 月 日	減額・還付の区分	減・還(年 月 日納付)	

住宅性能向上改修住宅	工事証明書に記載された工事完了年月日		年 月 日	
	昭和56年12月31日以前に新築された住宅である場合は、総務省令で定める耐震基準に適合する証明を受けた日		年 月 日	
	該当区分	改修工事の内容 (証明書「3. 実施した工事の費用の額」欄の該当するもの)	費用	判定基準
	必須	第1号工事～第7号工事に要した費用の総額	円	譲渡額の20%以上(300万円超の場合は300万円以上)
	いずれかの改修工事要件を満たすこと	<input type="checkbox"/> 第1号工事～第6号工事に要した費用の合計	円	100万円を超えること
		<input type="checkbox"/> 【第4号・第5号・第6号・第7号※】 上記、4号から7号工事のいずれかに要した費用	円	50万円を超えること

※第7号工事に該当する場合は、既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類の添付が必要です。

譲渡先(個人)	氏名		譲渡額	円
	住所			
	譲渡年月日	年 月 日	居住の用に供した年月日	年 月 日

事務処理事項

新築された時において施行されていた福岡県税条例第20条の30第1項の規定により控除されることとされていた額	減額又は還付を受けるべき額	当初税額
新築時期	控除するものとされていた額(A)	(A)×税率
昭和29年7月1日から昭和38年12月31日まで	100万円	3万円
昭和39年1月1日から昭和47年12月31日まで	150万円	4万5千円
昭和48年1月1日から昭和50年12月31日まで	230万円	6万9千円
昭和51年1月1日から昭和56年6月30日まで	350万円	10万5千円
昭和56年7月1日から昭和60年6月30日まで	420万円	12万6千円
昭和60年7月1日から平成元年3月31日まで	450万円	13万5千円
平成元年4月1日から平成9年3月31日まで	1,000万円	30万円
平成9年4月1日から	1,200万円	36万円

登記	受付番号	年 月 日	確認年 月 日	年 月 日 印
	第 号			

■改修工事対象住宅の取得に対する不動産取得税の減額申告又は還付申請について

1 要件

本特例の適用を受けるためには、次の要件を全て満たすことが必要となります。

- ① 宅地建物取引業法第2条第3項に規定する宅地建物取引業者であること。
- ② 宅地建物取引業者が個人に譲渡する住宅の床面積が50㎡以上240㎡以下の住宅であること。
※改修工事により、床面積の増減があった場合は、増減後の面積で判定するため、増減後の面積を延床面積欄の下部に()書きで併記してください。
- ③ 宅地建物取引業者が個人に譲渡する住宅が、地震に対する安全性を有するものとして、次のいずれかに該当する住宅であること。
 - ア) 昭和57年1月1日以後に新築された住宅であること。
 - イ) 一定の耐震基準を満たしていることが次のいずれかの書類により証明されたものであること。
 - ・ 建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が証する書類(耐震基準適合証明書)
※個人が宅地建物取引業者から当該住宅を取得した日前2年以内に当該証明のための住宅の調査が終了したものに限り。
 - ・ 住宅性能評価書の写し
※個人が宅地建物取引業者から当該住宅を取得した日前2年以内に評価されたもので、耐震等級が1、2又は3であるものに限り。
 - ・ 既存住宅売買瑕疵担保責任保険に加入していることを証する書類(保険証券の写し又は保険付保証書)
※一定の要件に適合する保険契約であって、個人が宅地建物取引業者から当該住宅を取得した日前2年以内に締結されたものに限り。
- ④ 宅地建物取引業者が個人に対し住宅を譲渡し、その個人が自己の居住の用に供すること。
- ⑤ 宅地建物取引業者が住宅を取得した後、⑦及び⑧の要件を満たすリフォーム工事を行って個人に譲渡し、当該個人の居住の用に供するまでの期間が2年以内であること。
- ⑥ 宅地建物取引業者が取得した時点で、新築された日から起算して10年を経過した住宅であること。
- ⑦ 工事に要した費用の総額が、当該住宅の個人への売買価格の20%以上であること。
(ただし、当該20%となる金額が300万円を超える場合には、当該工事に要した費用の総額は300万円以上)
- ⑧ 当該家屋について、次のいずれかに該当するリフォーム工事が行われたこと。
 - ア) 工事証明書(注1)にある第1号工事から第6号工事までのいずれかに該当するリフォーム工事を行い、工事の合計額が100万円を超えること。
 - イ) 50万円を超える、第4号工事、第5号工事又は第6号工事のいずれかに該当する工事を行うこと。
 - ウ) 50万円を超える、第7号工事に該当する工事を行い、給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分の瑕疵を担保する既存住宅売買瑕疵担保責任保険に加入すること。

2 添付書類

本税制の特例の適用を受けるために、要件を満たした工事を実施していること等を確認できる書類として、以下の書類を添付してください。

- (1) 当該住宅の登記事項証明書(譲渡された個人が取得したことを確認できるもの)
- (2) 宅地建物取引業者であること(宅地建物取引業者免許証番号)を確認できる書類
(当該番号が明記された売買契約書又は売渡証書、宅地建物取引業者免許証の写しなど)
- (3) 宅地建物取引業者が個人に譲渡する際の当該住宅の売買契約書又は売渡証書等
- (4) 住宅性能向上改修住宅を譲渡された個人が当該住宅を自己の居住の用に供したことを証する書類
(住民票の写しなど)
- (5) 一定の耐震基準を満たしていることを証明する書類(耐震基準適合証明書、住宅性能評価評価書の写し(耐震等級が1、2又は3であるものに限り)、保険証券の写し又は保険付保証書)
※昭和57年1月1日以降に新築された家屋は除く。
- (6) 工事証明書(注1)
- (7) 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類
(保険証券の写し又は保険付保証書)
※第7号工事に該当する工事を行った場合のみ必要です。

(注1) 工事証明書について

工事証明書とは、次の書類のことをいいます。ただし、②については、証明年月日が平成28年4月1日から同月30日までの場合に限りご使用いただけます。

- ① 増改築等工事証明書(特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例及び改修工事がされた住宅の不動産取得税の軽減の特例用)
- ② 改修工事証明書(改修工事がされた住宅の不動産取得税の軽減の特例用)